

或人云、享保年中、大久保伊勢守殿のうけたまはりにて、隅田川に舟ばしかけられし事もあり、

〔視聽草 五集六〕埋木の記

このむもれ木は、この國に名高き角田川のはし柱なり、いでや此かはに橋有しことをたづぬるに、かまくらの右大將○源○の、平家の人々をおはれんとて、治承四年にうきはしわたせるをはじめにて、光俊朝臣の康元二年のうたに、身をうきはしのとよまれしは、八十年ばかりのちのこととなれば、むかしのまゝにてありしにはあらで、をのづからそのころわたせしこともや有けん、ほどへて文明十年、太田道灌入道の千葉をせめしとき、長橋をかまふ、その所を橋場と名づくといふこと、物にみえたれど、九とせばかりのちに、道興准后的通らせ給ひし時も、天文の中ごろ氏康朝臣の道の記にも、橋有とも見えざれば、はやく絶しなるべし、又ところの人のいひつたへしは、三百とせばかりさきに、農民のわたくしに土ばしかけて、往來せしことありけり、又享保の頃、舟ばしまうけられしこともありといへば、いにしへよりちかきころにいたるまで、いくたびかはしらたてしこと有しならん、さればさだめていつの頃ぞといはんよしなければ、むもれ木といひて有なれど、橋柱のありしはいちじるけれ、この木とり得しところは、水神のもりと、いまのわたし場とのあはひにて、水の深さ八尋あまり有しを、つなをからみて土舟二艘をうかべ、志やちといふものにてまきつゝ、ぬきとりしといふ、ころは文化十とせあまり一とせ、ふみ月ついたちの日にてぞ有ける。

源弘賢

〔松屋棟梁集一〕隅田河埋木文臺記

むさしの國と、下總のくにとの中にある河をすみだ河といふ、○中この河の橋場のわたりに、ふるき柱ののこれるが、水底によもと五本にたてりとなん、そのふる木もて文臺つくれるを、輪池屋代翁ひめもたれたり、これやこのながらのはし柱の文臺のあとを志たはれしわざなるべし